

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**監査公表**

- 平成29年度定期監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成29年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

**監 査 公 表**

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年10月29日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

記

平成29年度定期監査

1 委託契約手続の不備について[井川支所]

**【指摘事項】**

単価契約など契約時点においては支出額が未確定である契約については、支出負担行為伺書ではなく事業決裁によって契約締結伺いを行うこととされているが、単価契約であるデジタル拡幅複合機保守業務委託について、当該契約締結伺いが作成されないまま市長印を押印した契約書が作成されていた。さらに、その押印されていた市長印は、本来は使用されるべ

きではない総務局専用市長印であった。

このような契約手続の不備は、作成された契約書の真正さに疑いを生じさせるだけでなく、市政に対する市民の信頼を失いかねないものである。

なお、本件については、公印管理を所管する総務局行政管理課の審査をすり抜けていることが判明していることから、内部統制の観点からの評価及び意見を別途内部統制監査において述べることとする。

#### 【措置の状況】

委託契約手続きに不備が生じたのは、単価契約の事務処理を熟知していなかったことが原因と分析し、①本業務の起案、決裁方法、②契約書作成方法、③総務課での市長印押印方法、④専用市長印使用の確認、等を記載した「デジタル拡幅複合機保守業務契約マニュアル」を新たに作成して係員間で共有しました。

なお、4月1日から電子決裁がスタートし、システム上最終決裁者の承認無しでは、次のプロセスに進めない体制となっております。

また、押印後に契約書を確認せず、市長印が異なっていることに気付かなかった点に関しても、公印の種別・箇所・押印数等の確認すべき事項を「デジタル拡幅複合機保守業務契約書確認リスト」により明確化するとともに、確認結果について係長から確認印を得るよう再発防止策を講じました。

## 2 郵券等の保管状況の不備について〔日本平動物園〕

#### 【指摘事項】

公費で購入した金券は、混同を避けるためにも私物で購入した金券とは分離して管理・保管すべきものである。しかし、本件の監査において郵券の保管状況を確認した結果、公費で購入した郵券が私物の金券類と一体的に管理・保管されている実態が明らかとなり、その結果、私物である50円切手2枚と公費で購入した100円切手1枚とを交換していた事例が見られた。

#### 【措置の状況】

私物の郵券管理を同箇所において管理・保管していたことがその原因と考え、同様の指摘が生じないよう公用の郵券保管場所には私物を一切保管することのないよう、また郵券保管場所の使用については、園長等確認のうえ使用することを徹底しました。

### 3 郵券購入における支出事務について〔日本平動物園〕

#### 【指摘事項】

平成29年4月20日に購入した郵便切手について一連の手続を確認したところ、現実にはその日に納品書及び請求書を受領したにもかかわらず、同年4月27日に購入したものとして支出事務を行っていた。これは、納入業者と協議の上で日付を空欄にした納品書及び請求書を提出させ、市担当者が都合のよい任意の日付を記入していたことによるものであった。その結果、実際に支払請求のあった平成29年4月20日から21日を経過した同年5月11日に支払がされる結果となり、事実上、支払遅延防止法に違反する支払となっていた。

このような取扱いは不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

#### 【措置の状況】

郵券購入における支出事務処理に時間を要することと、連休により、静岡会計課の支払書類提出締切日までに事務処理を終了し、所属長の決裁を得て静岡会計課へ書類を持ち込むのが難しいと判断したことが一因と考えます。

郵券の購入については、月末に実施している帳簿締めの際に、使用残量の把握を徹底するとともに、例年の使用状況等を考慮しながら、会計処理期限に支障のある大型連休の時期に購入することを避けるよう余裕を持った購入計画を立てることで、再発防止を図りました。

また、会計事務における支払遅延対策として、支払事務を行う全職員に対し、e-ラーニングによる「会計事務」研修を再度実施し、再発防止に向けた取り組みを徹底しました。

なお、受領した請求書等処理の遅延を防止するため、保管棚を設置し、円滑に事務処理を行えるよう改善を図りました。

### 4 申請書の記載誤りへの対応の不備について〔保健所清水支所〕

#### 【指摘事項】

市行政手続条例によれば、申請に対する審査を行うに当たっては、申請書の記載事項に不備がないことなどの条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に当該申請の補正を求める等の対応をしなければならないこととされている。

しかし、薬局開設許可申請書の收受事務において、放射性医薬品の取扱いの有無についての記載がない書類をそのまま收受するなど、一部の書類について瑕疵を補正させることなく

収受している事例が見られた。

#### 【措置の状況】

窓口にて薬局開設許可申請書を担当職員が収受する際に記載事項の不備を見落とししたことが原因と考え、新たに収受時のチェックリストを作成し収受した職員以外の職員による二重チェックを行い、不備がある場合は、速やかに補正を求めることとしました。

また、このことを朝礼にて周知し処理手順の徹底により、再発防止に努めていきます。

### 5 郵券購入における支出事務について〔中央卸売市場〕

#### 【指摘事項】

平成29年4月18日に購入した郵便切手について一連の手続を確認したところ、現実にはその日に納品書及び請求書を受領したにもかかわらず、同年5月8日に購入したものとして支出事務を行っていた。これは、納入業者と協議の上で日付を空欄にした納品書及び請求書を提出させ、市担当者が都合のよい任意の日付を記入していたことによるものであった。その結果、実際に支払請求のあった平成29年4月18日から30日を経過した同年5月18日に支払がされる結果となり、事実上、支払遅延防止法に違反する支払となっていた。

このような取扱いは不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

#### 【措置の状況】

指摘事項となった原因は、郵券購入における支出事務処理に時間がかかることと、連休により、静岡会計課の支払書類提出締切日までに事務処理を終了し、所属長の決裁を得て静岡会計課へ書類を持ち込むのが難しいと判断したことが一因と考えます。

このため、会計事務における支払遅延対策として、支払事務を行う全職員に対し、e-ラーニングによる「会計事務」研修を改めて実施し、再発防止に向けた取組みを徹底しました。

また、郵券の購入については、月末に実施している帳簿の締めの際に、使用残量の把握を徹底するとともに、例年の使用状況等を考慮しながら、会計処理期限に支障のある大型連休の時期に購入することを避けるよう余裕を持った購入計画を立てることで、再発防止を図りました。

### 6 補助金交付決定額の記載誤りについて〔予防課〕

**【指摘事項】**

静岡市防火協会火災予防事業補助金について、申請者から提出された申請書に記載された補助申請額及び事業決裁に記載された交付決定額は744,000円であったが、申請者に交付した交付決定通知書に記載された額は720,477円であった。

実際の補助金支出は744,000円が前金払されており、交付された交付決定通知書の交付決定額と支出額とが異なる結果となっていた。

**【措置の状況】**

交付決定通知書の作成者が前年度の文書をそのまま使用して、金額を確認せず作成し、ダブルチェックが不十分だったことが原因と考え、作成者のみならず2名以上で書類を確認することを徹底し、適正な事務処理を着実に実施できるよう改善を図りました。

## 7、8 交付決定日以前に提出された請求書に基づく支出について〔予防課〕

**【指摘事項】**

静岡市防火協会火災予防事業補助金及び静岡市幼少年女性防火委員会火災予防事業補助金について、交付申請書と同日又は翌日の日付の請求書が提出され、これを受けて事務手続が進行し、交付決定通知書が作成されて補助金が支出されていた。

この結果、交付決定手続前の請求行為に基づいて補助金が支出される事態となった。

これら2件の不適切な事務処理は、予防課内の担当係が補助金交付事務を所管しているにもかかわらず、交付先である防火協会等の事務局として補助金申請や請求業務も併せて行っていたことから、チェック機能が働かず会計ルールが無視されたことが原因と考えられる。

**【措置の状況】**

交付決定通知書の作成者が、市の補助金交付事務と防火協会等の事務を併せて行っており、このことが会計処理手順を誤る原因となったと考え、市の補助金交付事務を、防火協会等の事務を行っている予防課予防係ではなく、予防課保安係が行うことでチェック機能をはたらかせるとともに、会計処理のフローチャートを作成し会計ルールに沿った適正な事務処理を行えるよう改善を図りました。

## 9 郵券購入における支出事務について〔中央図書館〕

**【指摘事項】**

平成29年9月15日に購入した郵便切手について一連の手続を確認したところ、現実にはその日に納品書及び請求書を受領したにもかかわらず、同年9月21日に購入したものとして支出事務を行っていた。これは、納入業者と協議の上で日付を空欄にした納品書及び請求書を提出させ、市担当者が都合のよい任意の日付を記入していたことによるものであった。その結果、実際に支払請求のあった平成29年9月15日から21日を経過した同年10月5日に支払がされる結果となり、事実上、支払遅延防止法に違反する支払となっていた。

このような取扱いは不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

#### 【措置の状況】

当館は出先機関のため、郵券購入における発注から納品、支出処理に時間がかかることと、連休により、静岡会計課の支払書類提出締切日までに事務処理を終了し、所属長の決裁を得て静岡会計課へ書類を持ち込むのが難しいと判断したことが一因と考えます。

対策としては、支払予定日の15日前に納品、請求書を受領できるよう、更には、会計処理期限に支障のある大型連休の時期に納品することを避けるよう、余裕を持った購入計画を立てて発注することとし、請求書を受領後は速やかに支出命令伺を起票するなど、発注から支払までの事務管理を行うとともに、郵券受払簿に納品書の写しを添付したうえで、支払決裁時に郵券受払簿と納品書の日付を照合するなど、複数の職員が確認する体制をとりました。

定期監査の現地調査実施日である平成29年12月15日以降、図書館全体でもこのことを共有し、郵券以外の支払事務においても徹底することとしました。

---

#### 静岡市監査公表第13号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年10月29日

静岡市監査委員 村 松 眞  
同 杉 原 賢 一  
同 遠 藤 裕 孝

同 井 上 智 仁

## 記

平成29年度包括外部監査（産業振興に関する施策に係る事務の執行について）

## 1 目標に対する実績値の把握について〔産業政策課〕

## 【指摘事項】

第2次静岡市産業振興プランの推進に係る行動と目標である「講習会等への参加回数」と「所管する経済団体との情報交換会等の実施」について、実績値の把握が十分にできていなかった。

この目標は、職員の知識や能力を高めること及び関係団体との連携を強化することにより産業支援機能の向上を図るものであり、振興プランの推進に当たって基礎となる重要なものである。しかし、実績値の把握が正確にできない場合、目標の達成度合いを正確に測定できず目標が形骸化してしまうおそれがある。

したがって、目標に対する実績値の集計方法をあらかじめ定め、把握できる体制を整えておくことが必要である。

## 【措置の状況】

平成30年度からは、「講習会等への参加回数」及び「情報交換会等の実施」の状況について、四半期毎の照会を行い、各課の実施件数を把握してまいります。

また、照会にあたっては、目標値の概要と調査方法について説明を行い、正確な把握に努めてまいります。

## 2 利子補給金交付要綱の記載誤りについて〔産業政策課〕

## 【指摘事項】

「設備投資強化資金」の利子補給金交付要綱について、記載誤りが複数箇所で見られた。利子補給金の交付に当たって、従うべきルールを定めたものが交付要綱である。この記載に誤りがあった場合、交付の判断を誤るおそれがある。また、交付要綱は市ホームページでも公表されている。このように重要な位置づけにある交付要綱に記載誤りがあることは望ましくない。したがって、正確な記載を行うことが必要である。

## 【措置の状況】

「設備投資強化資金」の利子補給金交付要綱における記載誤りについては、該当箇所を改正



し、平成29年11月30日付で施行いたしました。

なお、市ホームページ上の要綱集につきましては、本年6月分で更新します。

### 3 適切な事業評価の実施について [産業政策課]

#### 【指摘事項】

創業者育成室の運営に係る指標として新規入居者数が設定され、実績値が目標値を上回ったことをもってS評価としている。目標値である新規入居者数は、入居率85%を設定根拠としているが、平成27年度及び28年度は85%を下回る状況が続いており、今後当該施設から巣立っていく創業者数が減少することは明らかである。この現状は、当該事業の目的の一つである「創業者の育成を通じた産業振興」という点からすれば望ましいものではない。

したがって、入居率等の指標を追加で設定したうえで適切な事業評価を行い、入居率向上のための施策に繋げていく必要がある。

#### 【措置の状況】

ご指摘を踏まえ、平成30年度事務事業評価より「創業者育成室の入居率」を成果指標に追加しました。

今後、適切な事業評価を実施するとともに、指定管理者と連携のもと、創業者にとって、利便性の高い創業者育成室の運営を進めてまいります。

### 4 使用料の市への納付遅れについて [産業政策課]

#### 【指摘事項】

静岡市清水産業・情報プラザの使用料に関する市への納付について、使用料徴収事務業務の仕様書及び市会計規則で定められた期日までになされていない事例が散見された。

徴収した使用料は市の歳入となる公金であり、現金の紛失などのリスクを低減するためにも、定められた期日までに納付がなされるよう、市は適切な指導及び監督をしていくことが必要である。

#### 【措置の状況】

使用料の市への納付遅れについては、指定管理者に対し、平成29年9月8日付「静岡市清水産業・情報プラザの使用料の納付について（通知）」において、市会計規則123条に基づいた収納金の処理に関する指導・注意喚起等を実施しました。



なお、指定管理更新に伴い、平成30年4月1日から本施設は利用料金併用制を導入しているため、当該使用料は全て指定管理者の収入となっています。

## 5 契約書への印紙の貼付漏れについて [産業政策課]

### 【指摘事項】

静岡市清水産業・情報プラザにおける使用料徴収事務業務の委託契約書に印紙の貼付が漏れていた。契約書に不備がないようにするため、印紙税法に規定されたとおりに印紙を貼付するよう周知徹底する必要がある。

### 【措置の状況】

収入印紙を貼付していない委託契約書につきましては、受託者に指示を行い、収入印紙の貼付を平成29年10月13日付で確認しました。今後、適正な処理がされるよう受託者へ周知するとともに、貼付状況の確認を徹底してまいります。

## 6 備品シールの貼付漏れについて [産業政策課]

### 【指摘事項】

静岡市清水産業・情報プラザにおいて備品シールが貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品シールを貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

### 【措置の状況】

静岡市清水産業・情報プラザにおいて、最新の備品台帳をもとに、所在と備品シールの貼付状況を平成29年11月5日付で確認し、備品シールがないものは貼付しました。

今後は、年に一度、静岡市清水産業・情報プラザ訪問の際に、備品シールの貼付と現物の確認を行い、備品台帳との突合を徹底します。

## 7 適切な事業評価の実施について [産業政策課]

### 【指摘事項】

世界にはばたくクリエイター支援事業においては、補助金利用者の活動が効果的に行われているかについて指標（①出展における商談者数、②市内での発表会件数）を設定し、達成できたことをもってA評価としている。しかし、過去3年度において補助金利用者数がいずれも1

名のみであり、予算執行率も低調である現状では、「クリエイティブ産業の創出につなげる」という当該事業の目的を十分に達成できているとは考えられない。

したがって、補助金利用者数等の指標を追加で設定したうえで適切な事業評価を行い、利用率向上のための施策につなげていく必要がある。

#### 【措置の状況】

どのような成果指標が適切か検討した結果、ご指摘に沿って平成29年事業評価の成果指標に「補助金利用者数」の設定を行いました。

今後、適切な事業評価を実施するとともに、補助制度の利用率向上のための施策につなげていきます。

### 8 適切な事業評価の実施について [産業振興課]

#### 【指摘事項】

駿府匠宿の事業評価において、①来場者数及び②利用者満足度を成果指標としており、平成28年度は未達であるものの、市の事業評価の考え方にならって「90%以上105%未満」の範囲であるため総合評価をAとしている。

しかし、二つの指標がともに未達であること、特に来場者数目標達成率は89.0%と低調となっていることを勘案すると、事業評価の実効性を確保するために総合評価はBとして評価し、要改善事業として認識する必要がある。

#### 【措置の状況】

駿府匠宿運営経費に係る事務事業総点検の総合評価について、指摘のとおり、B評価とすべきでした。今後は、要改善事業としての認識のもと、来場者数の増加に取り組んでいきます。

### 9 適切な事業評価の実施について [商業労政課]

#### 【指摘事項】

中心市街地活性化基本計画の推進事業の目的は「中心市街地（静岡地区・清水地区）の活性化を総合的・一体的に図る『静岡市中心市街地活性化基本計画』を推進する」ことであり、静岡市中心市街地活性化検討協議会への補助金の交付以外に、同計画の推進が事業内容として含まれている。

補助金の交付は協議会における自主事業の実施自体を目的としたものではなく、自主事業に

よりまちなかの賑わいを創出することを目的としているため、自主事業の実施件数を事業評価の成果指標とすることは適切ではない。

一方で、協議会自主事業参加者数（清水地域資源コンテンツ活用事業）は清水地区でのイベントを対象としており、この指標のみでは静岡地区に関する効果測定が不十分である。

必ずしも基本計画内で設定した目標値を事務事業の成果指標と一致させる必要はないが、市の仕事の実施状況や効果を公表するという事業評価の目的に照らし、成果指標の設定を協議会の活動に絞るのではなく、基本計画全体の進捗状況や効果を測定できるものを成果指標として設定する必要がある。

#### 【措置の状況】

中心市街地活性化基本計画は中心市街地の活性化に資する行政・民間の各種事業が掲載されているものであり、掲載している各事業の進捗状況等にも大きく影響を受けます。また、当該事業予算の多くは、市街地活性化協議会自主事業に係る経費であることから、現在の事業評価としていました。

しかしながら、中心市街地活性化基本計画の本来の目的は、協議会が行う自主事業ではないことから、事務事業評価の成果指標を、静岡市中心市街地活性化基本計画内で設定した目標値と整合させ、静岡地区は主要な通りの店舗・事業所数及び歩行者通行量とし、清水地区は観光客数及び滞在時間に見直します。

### 10 適切な事業評価の実施について〔商業労政課〕

#### 【指摘事項】

「静岡市茶販路拡張事業補助金交付要綱」には、補助金交付の目的として、「静岡のお茶（静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。）の消費を拡大することによって、市内の茶業（静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。）の振興を図るため」とある。

イベント等の実施それ自体が補助金の交付目的ではなく、また、イベント等の実施件数は直近3ヵ年の実績値も8件と安定的に推移していることから、茶販路拡張に向けたイベント等の実施件数を事業評価の成果指標とすることは適切ではない。

市の仕事の実施状況や効果を公表するという事業評価の目的に照らし、イベント等への参加者数やアンケートによる認知度調査の結果など、実施したイベント等の効果を適切に測定できる指標を成果指標とする必要がある。

**【措置の状況】**

補助対象者と協議し、静岡のお茶に関する情報提供、宣伝及び普及をどれだけ図られたかを評価するために、成果指標を「①イベントの参加者数（イベントにおけるお茶提供数）と②お茶の入れ方教室の参加者数」に見直しました。

また、③お茶の入れ方教室の参加者に対してアンケートを実施して、成果指標にすることとしました。

## 11 役員報酬への補助について [商業労政課]

**【指摘事項】**

静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱では、補助対象経費の中に役員報酬が含まれている。本来、活動主体となる団体は自主財源で自立した運営を行うことが原則であり、事業費補助は可能な限り縮小を検討すべきである。

国の方針でも、公益法人に対する補助金等による役員報酬の助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに今後これを行わないとしている。

現状、役員報酬への補助を廃止することで当事業を継続できなくなるほどの理由は見当たらず、役員報酬への補助については廃止を検討する必要がある。

**【措置の状況】**

補助対象経費について、当事業の実施に当たり必要な経費について精査し、役員報酬及び賞与、退職給付費用については補助対象経費から外すこととし、要綱改正を行いました。

## 12 適切な事業評価の実施について [商業労政課]

**【指摘事項】**

勤労者福祉センター管理運営事業は公の施設を管理運営する事業であり、各種講座の開催だけでなく研修室の貸し出しやフィットネス施設の運営等も行っている。当該事業の管理対象となる施設は規模が大きく、施設の管理運営に係るコストと利用者の便益とを適切に比較考量すべきだが、現状、事業評価の成果指標として研修の受講者満足度のみが採用されており、施設の稼働率など利用状況に関する数値は成果指標として設定されていない。

市の仕事の実施状況や効果を公表するという事業評価の目的に照らし、講座の受講者満足度のみを成果指標とするのではなく、施設の利用者数や貸館の稼働率なども成果指標として設定

する必要がある。

**【措置の状況】**

利用者数や稼働率についても指標として設定するよう見直しを行いました。

13 東部勤労者福祉センターの修繕について〔商業労政課〕

**【指摘事項】**

東部勤労者福祉センターへの訪問時に、永らく修繕されていない雨漏りを発見した。指定管理者との契約上、建物の維持管理に係る修繕費は指定管理者の負担となる旨が定められているが、雨漏りの発生原因は建物の構造的な欠陥によるものと考えられ、指定管理者が修繕費の中で対応すべき範囲を超えている。

雨漏りを放置すると、建物の躯体に深刻な影響を及ぼしかねない。建物の寿命が縮まり、安全全面の問題が生じる可能性もあるため、市は早急に今後の対応方針を明確にする必要がある。

**【措置の状況】**

当該施設は、現在、応急的な措置により、利用者は問題なく利用ができている状態にあります。

抜本的に対処すると、多大な経費がかかることから、当面の間は応急処置で対応することとします。

14 現物資産の備品台帳への登録について〔商業労政課〕

**【指摘事項】**

東部勤労者福祉センターへの訪問時に、備品台帳に登録すべき備品の登録漏れが検出された。備品が台帳に登録されていない場合、紛失等があったとしてもその事実が把握できないため、使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。

このような登録漏れを防止する観点からも、定期的な現物確認の際には、登録すべき備品の漏れがないかについて留意する必要がある。

**【措置の状況】**

ご指摘があったものにつきましては、新規に登録を行いました。また、備品シールがはがれているものについても、貼りなおしを行いました。今後は、年に1度の備品検査における確

認作業の徹底に努めていきます。

#### 15 備品台帳に登録すべき備品の範囲について〔商業労政課〕

##### 【指摘事項】

東部勤労者福祉センターへの訪問時に、建物の付属的な部分とみなされるとして備品台帳に登録されていない備品が発見された。

対象品はDVDプレーヤー及びスピーカーであり、建物に付属、定着しているものではないため、紛失等を防止するという趣旨に照らせば、備品台帳に登録して管理すべき資産である。

このような登録漏れを防止する観点からも、備品台帳に登録して管理すべき資産については備品管理の目的に照らして判断する必要がある、特に移管などで多数の資産を一度に取得した場合などは個々に担当者の判断に委ねるのではなく、資産が網羅的に台帳に登録されているかどうか適切な検証を行う必要がある。

##### 【措置の状況】

ご指摘があったものにつきましては、新規に登録を行いました。また、備品シールがはがれているものについても、貼りなおしを行いました。今後は、年に1度の備品検査における確認作業の徹底に努めるとともに、資産を新たに取得した際には、備品管理の目的に照らして、備品台帳への登録の必要性について判断していきます。

#### 16 勤労者福祉センターの施設利用料金の算定根拠について〔商業労政課〕

##### 【指摘事項】

北部・南部勤労者福祉センターの施設利用料金について、算定時の計算資料が保存されていない。施設利用料金の見直しや指定管理者との協議に当たり必要となる資料のため、施設利用料金の算定時の計算資料は保存し、適切に引き継ぐ必要がある。

##### 【措置の状況】

文書の保存については、市の文書管理規程及び文書管理規則に基づき、適正に管理していくよう周知しました。

#### 17 補助金の交付要綱について〔商業労政課〕

##### 【指摘事項】

勤労者福祉サービスセンター支援事業における補助金の交付要綱は、平成29年4月1日より整備されているが、平成28年度に交付した勤労者福祉サービスセンター支援事業における補助金については交付要綱が整備されていなかった。

補助金の適正な交付のため、補助金ごとに交付要綱を整備し、補助金の交付目的、補助対象経費の範囲、補助等の割合や上限額、補助金の交付に係る申請手続などを適時に定める必要がある。

また、今後新たに所管することとなる補助金については、要綱制定等、適時適切に措置を実施すべきである。

#### 【措置の状況】

勤労者福祉サービスセンター管理運営事業に係る「補助金の交付要綱」の指摘に対しては、平成28年度内に交付要綱を整備し、平成29年度（平成29年4月1日）から適用し、当該補助金の交付手続きを行っています。

今後、新たに所管することとなる補助金については、要綱制定等、適時適切に措置を行っていきます。

### 18 事業報告（年度報告）受領日付について [海洋文化都市推進本部]

#### 【指摘事項】

指定管理事業報告の受領日付でない日付で、起案、決裁、施行で作成が行われていた。起案、決裁、施行においては、事業報告書が仕様書に定める日付を遵守したかが分かるように実際の受領日付で対応する必要がある。

#### 【措置の状況】

事業報告（年度報告）受領日付について、年度内の日付で処理を行うものと、担当者が誤認をしていました。

事業報告書が仕様書に定める日付を遵守したかが分かるように実際の受領日付で対応する必要があるとの指摘に対しては、課内での契約事務、決裁の確認等の研修を実施し、協定書及び仕様書を再度確認しました。今後は、実際に受領した日付をしっかりと確かめた上、受領印を押印するように対応します。

### 19 適切な事業評価の実施について [海洋文化都市推進本部]



**【指摘事項】**

港湾会館清水日の出センターの事業評価の成果指標として利用者の満足度を用いており、過去3か年の平均値80%と比して実績が88%であるためS評価としている。一方で平成28年度における利用回数は平成27年度よりも減少している。利用者による満足度調査も重要な指標ではあるが、結果として利用回数が減少していることは満足度調査で図れないものがあると考えられる。成果指標として満足度調査だけでなく、利用回数などほかの指標も設定し総合的に事業評価を行う必要がある。

**【措置の状況】**

平成28年度における利用回数減少は、空調設備の不具合による利用者への制限が主な要因だと考えております。空調設備の制限を受けたことにより利用を辞退された方に対する満足度調査が行われておらず、この方々に満足度調査を実施できなかったことについては、修正すべきことだと考えます。

なお、空調設備については、平成29年度に修繕され、空調の不具合による利用制限という特異的な状況はなくなりました。このため、今後も引き続き、満足度調査を成果指標として評価してまいります。

利用回数（利用率）等の他の成果指標の設定については、まずは指標の設定に必要な空調設備修繕完了後の現在における通常時での利用状況等を把握し、その上で検討していきたいと考えております。

**20 現物資産の備品台帳への登録について〔海洋文化都市推進本部〕****【指摘事項】**

港湾会館清水日の出センターの備品台帳に登録すべき備品の登録漏れが複数あった。台帳への登録がなかった場合、紛失等があったとしてもその事実が発見されないおそれがあるため、今一度使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。

**【措置の状況】**

現物資産の備品台帳への登録について、市の備品台帳と突合し、全ての確認作業の完了を平成30年4月27日に完了しました。突合の結果、一致しなかった備品についての電算上の登録処理については、年内までに実施する予定です。

## 21 備品の現物確認方法について〔海洋文化都市推進本部〕

## 【指摘事項】

港湾会館清水日の出センターの年1回の現物確認において、現物と市の備品台帳との突合が行われていなかった。指定管理者が独自に作成した在庫表が使用されていたが、これは市の備品管理という点では意味をなしていないといえる。適切な備品管理のためにも、現物との突合には市の備品台帳を使用することが必要である。

## 【措置の状況】

平成30年2月28日に、備品の現物確認方法について、指定管理者が独自に作成した在庫表を使用した現行の備品管理ではなく、市の備品台帳を使用し備品管理をすることについて、指定管理者と再確認しました。

なお、市の備品台帳については、指摘事項22により作成した市の備品台帳を使用します。

## 22 公有財産台帳への登載について〔静岡市中央卸売市場〕

## 【指摘事項】

静岡市中央卸売市場の冷蔵庫棟周辺メッシュフェンス設置修繕については、修繕業務から発生したものであっても、公有財産台帳に工作物として適切に登載する必要がある。

## 【措置の状況】

その他の市場内の工作物についても現状把握を行い、メッシュフェンスをはじめ全件確認後、今年度の上半期を目途に適切な台帳記載を実施していきます。

## 23 支出負担行為書の作成について〔静岡市中央卸売市場〕

## 【指摘事項】

静岡市中央卸売市場において、支出負担行為書の作成が数カ月遅延している事例が存在した。緊急性の高い修繕に関する支出負担行為書であっても、支出の事務手続が適切に行われたことを書面で記録する文書であるため、予算規則で定める起票時期において速やかに作成し決裁を受ける必要がある。

## 【措置の状況】

今後は緊急性のある修繕も含め、すべての支出負担行為において各職員が予算規則で定めら

れる起票時期に速やかに作成・決裁をうけ、各係長もその都度確認することとし、その旨課内に周知しました。

また、この件に関するリスクチェックシートへの追記を行います。

#### 24 業務執行伺決裁日の適切な記載について〔静岡市中央卸売市場〕

##### 【指摘事項】

静岡市中央卸売市場において、決裁日、施行日について、容易に書き換えることのできる鉛筆書きの起案がされている事例が存在した。事業を執行するにあたり最終的な意思決定を行った日付の記入は、重要な項目であり、今後は容易に書き換えることのできない方法で日付の記入を行う必要がある。

##### 【措置の状況】

事業決裁日、施行日について、容易に書き換えることのできる鉛筆書きの起案がされていたという指摘に対し、平成30年度からは電子決裁にシステムが変更となったため、手書き記入が不可能になりましたが、手書きによる起案文書等が必要な場合は、鉛筆書きによる記入としないように課内に周知しました。また、各係内相互に定期的に注意を心がけます。

#### 25 仕様書等への契約条件の適切な記載について〔静岡市中央卸売市場〕

##### 【指摘事項】

中央卸売市場自家用電気工作物保安管理業務について、見積書や仕様書に記載されていない前提が反映された金額が業務委託契約書に記載されているのは適切ではない。単独随意契約であったとしても契約金額に反映される前提条件がある場合には、事前に見積書や仕様書に明記され起案決裁がされる必要がある。

##### 【措置の状況】

自家用電気工作物保安管理業務について、契約金額に反映される前提条件として委託料を全額前金払とする場合などに適用される割引制度があり、当課の積算においても当該割引制度の適用を前提に行っていたにもかかわらず、仕様書等に明記されていなかった指摘に対し、平成30年度と同業務の契約事務において、見積執行通知書の摘要欄及び、設計書、仕様書等に「全額前金払によるなどの割引制度を適用する」を記載しました。

## 26 D者に対する債権の不納欠損処理の実施について〔静岡市中央卸売市場〕

## 【指摘事項】

収入未済額885千円については、運用指針において不納欠損すべき市非強制徴収債権であり、速やかな不納欠損処理を行う必要がある。

## 【措置の状況】

D者に対する債権の不納欠損処理を速やかに行う必要があるという指摘に対しては、平成29年12月25日付けで不納欠損の会計処理を行いました。

## 27 適切な事業評価の実施について〔農業政策課〕

## 【指摘事項】

「茶園地再編対策事業」における「茶園改良整備事業」の本質的目標は、茶どころ日本一計画に定める成果指標に基づくもの（2.8ha）である。しかし、当該事業の事業評価における目標については、過去3年間の実績を平均したもの（1.7ha）を適用していることから、本質的目標に照らして適用すべき指標を個々の事業評価に反映できていない。このような状況ではその事業の本来目指すべき水準に基づいた適切な事業評価ができない。そのため、今一度事業評価の目標設定の考え方に基づき、目指すべき目標を成果指標とする必要がある。

## 【措置の状況】

茶園改良整備事業は茶生産者の自己負担を伴う補助事業です。

年間整備目標値2.8haについては、平成26年度の茶どころ日本一計画見直し時に設定したものです。以降に続く荒茶市場価格の低迷により経営体力が奪われ続ける茶生産者にとってさらなる自己投資が困難な状況にあります。そのため、設定する目標値が適切ではないものと判断し、現状に沿った事業評価や課題解決に向けた見直しが単年度ごとに反映できる事務事業総点検表において、平成29年度目標値は、過去3年間の実績値の平均値の1.7haに設定しているところ。

この考え方は、他事業の目標値の設定においても同様で、喫茶一茶の利用者数を目標値設定した項目は上方修正しています。

「茶園地再編対策事業」における「茶園改良整備事業」の目標値については、今後「静岡市茶どころ日本一委員会」等の意見を参考に、平成30～31年度にかけて実施する「茶どころ日本一計画の見直し」の中で、適切な目標値を設定していきます。

## 28 適切な事業評価の実施について〔農業政策課〕

## 【指摘事項】

「茶園地再編対策事業」には、「①茶園改良整備事業」のほか、「②茶園共同管理推進事業」、「③補完作物転換事業」が含まれているが、平成28年度の事業評価においては、①に関する成果指標のみを対象に評価しており、結果として②及び③が評価されていない。実施した事業を適切に評価すべき観点からは、両事業についての成果を測定する成果指標も設定する必要がある。

また、これらの補助金事業については、「茶園地再編対策事業」として一つの事業にまとめられているが、それぞれの位置づけや目指すべき目標については、相違している状況である。このような観点からは、単に①～③事業をひとまとめとすべきではなく、それぞれの目的に照らした最小区分で管理するなどし、目的に合致した目標設定を行ったうえで事業評価する必要がある。

## 【措置の状況】

今後は、事業を構成する各事業の成果指標を明記し対象評価としてまいります。

平成30年度においては、平成27～29年度実績の平均値により、①茶園改良整備事業については「1ha」、②茶園共同管理推進事業については「115ha」 ③補完作物転換事業については「4ha」を成果指標に設定し、それぞれ事業評価を行ってまいります。

## 29 漁業協同組合補助金に関する前金払について〔水産漁港課〕

## 【指摘事項】

漁業協同組合補助金を受けるにあたり、前金払申請書が提出されており、市はこれに基づき12月に補助金の前金払を実施している。しかしながら、補助対象の漁協には十分な自己資金としての預金残高があった。市の「会計事務の手引」では、前金払について「その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に前金払いとするようなことは慎むこと。」とされていることに鑑み当該補助金について前金払が本当に必要かどうかについては再検討する必要がある。

## 【措置の状況】

平成30年4月5日に水産漁港課において検討し、平成30年度補助金より、安易な前金払いをすることはやめ、補助金交付申請書及び前金払申請書の資金計画に基づくだけでなく、普通預

金残高等の確認を行うとともに、キャッシュフローについて十分な確認を行い、市の「会計事務の手引」に定めるところにより、前払金の必要性について判断することとしました。

### 30 おらんとこのこれ一番事業の審査について [中山間地振興課]

#### 【指摘事項】

おらんとこのこれ一番事業は「十分な収益が見込まれる事業であって、中山間地域の活性化及び集落の維持に資するもの」として補助金交付完了後に「自立的」な運営の確保が求められるものである。そのため、事業の認定に当たっては、補助対象期間中及びその終了後も見据えた検討を行う必要がある。

したがって、単に補助金算定のための収支予算書のみではなく、事業採算性や成長性等の確保可能性を検討できる事業収支計画等の資料を審査資料に含めて認定する必要がある。

#### 【措置の状況】

ご指摘の「事業採算性や成長性等の確保可能性を検討できる事業収支計画書等」の資料については、おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第5条4号「前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類」として、採算性のわかる算定資料や、より詳細な事業収支計画書の提出を求めることとしました。

また、審査会にあつては、これまで重きを置いてきた事業展開策や地域振興性に加え、採算性、成長性等といった、より実施団体の自立的かつ安定的な運営についても精査するものとし、平成30年4月より実施しております。

### 31 林業センターの備品管理について [中山間地振興課]

#### 【指摘事項】

林業センターの備品について、台帳登録されていないもの、旧静岡市の備品シールが貼付されているもの及び備品シールが貼付されていないものがあった。市の備品については、物品管理マニュアルに基づき備品登録、備品シール貼付をすべきである。また、所有権が市と委託事業者のどちらであるかが不明な備品については、双方協議のうえ、帰属を明確にする必要がある。

#### 【措置の状況】

備品管理が不十分である旨の指摘に対し、静岡市の旧備品シールが貼付されているものにつ

いては改めて備品登録、備品シール貼付を行いました。また備品シールが貼付されておらず所有権が不明な備品については、委託事業者と協議し、静岡市の所有となった備品について同様に備品登録を行いました。